

## 2025 年度入学試験問題 出題趣旨（民事訴訟法）

確定判決の不当取得などと呼ばれる事案に関する基本問題であり、最判昭和 44 年 7 月 8 日民集 23 卷 8 号 1407 頁を素材として、判決の効力と救済制度の理解を問うたものである。前提として、訴え取下げ合意の意義や効果等に関する基礎知識も問われている。問題文にも示されているとおり、強制執行による満足の前後で場合を分け、満足前は、控訴の追完や再審の可否、満足後は、（再審がもはや迂遠であることから）再審を経ない損害賠償請求の可否について論じることが最低限求められている。再審については、再審事由、再審の補充性、執行停止の裁判に触れる必要があり、その上で、再開される本案審理の内容に踏み込むことができれば、より深い検討になるであろう。再審を経ない損害賠償請求については、既判力の意義や内容に触れた上で、実質的には再審事由の存否が審理・判断されることを指摘できれば、より深い検討になるであろう。